

平成28年 熊本地震復興基金事業

熊本地震における特例措置として、510億円の特別交付税が熊本県に措置され、『熊本地震復興基金』が創設されました。

この復興基金は、国や県、市町村が実施する既存事業で

は対応できない被災者のきめ細やかなニーズに対応することを目的としており、被災された個人や団体などの早期復興のために行う事業に活用されるものです。

●復興基金事業メニュー

基本事業区分	復興基金事業一覧	担当課	連絡先
被災者の生活支援	応急仮設住宅維持管理費用支援事業	市住環境課	22-3169
	応急仮設住宅移転等費用支援事業	市福祉課・住環境課	22-3167/22-3169
	認可外保育施設利用者支援事業（5号）	市福祉課	22-3167
	放課後児童クラブ利用者支援事業（5号）		
	復興支援ボランティア連携推進事業		
	臨時託児サービス設置事業		
	生活・住まい再建事業		
	復興関連ボランティアセンター等運営推進事業		
	被災者見守り対策強化事業		
	復興基金対応支援事業（窓口業務）	市財政課	22-3204
	仮設住宅等コミュニティ形成支援事業	市総務課	22-3111
	農地等被災農業者生活支援事業	市農政課	22-3274
	高等学校等通学支援事業	県教育委員会高校教育課	096-333-2684
	住宅再建支援（二重ローン対策）事業	県土木部住宅課	096-333-2547
	被災生徒授業料等減免補助事業	県総務部私学振興課	096-333-2063
被災地防犯アドバイザー事業	県警察本部生活安全企画課	096-381-0110	
スクールサポーター事業	県警察本部少年課	096-381-0110	
中小企業等復旧・復興支援事業	県商工観光労働部商工振興金融課企業復興支援室	096-213-7061	
熊本地震雇用維持・確保支援事業	県商工観光労働部労働雇用創生課	096-333-2340	
被災宅地の復旧支援	被災宅地復旧支援事業（広報あそ5月号22号）	市住環境課	22-3169
	土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業（6号）	市総務課・建設課	22-3111/22-3187
防災・安全対策	生活再建住宅支援事業（住宅耐震化支援事業）	市建設課	22-3187
	震災遺構候補の仮保存支援事業	市総務課	22-3111
	住宅耐震化支援事業（13号）	県土木部建築課	096-333-2535
	高度災害対応資機材整備支援事業	県健康福祉部薬務衛生課	096-333-2242
	災害ボランティア団体育成事業	県健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2201
公共施設等の復旧支援	地域水道施設復旧事業（12号）	市住環境課	22-3169
	農家の自力復旧支援事業（7号）	市農政課	22-3274
	私道復旧事業	市建設課	22-3187
	小規模農業用水路・農道の早期普及支援事業	市農政課	22-3274
	商店街等街路灯管理支援事業	市まちづくり課	22-3318
地域コミュニティ施設の復旧支援	消防団詰所再建支援事業	市総務課	22-3111
	地域コミュニティ施設等再建支援事業（7号）	市教育課	22-3229
	被災文化財等復旧復興基金活用促進事業		
	私立博物館等復旧事業		
	自治公民館再建支援事業（8号）	市市民課	22-3135
共同墓地復旧支援事業			

は県が実施する事業

●主な復興基金事業の概要

復興基金事業メニューの一部を抜粋して紹介します。
以下に紹介していない事業について、交付要件等が確定していない事業もあります。

今後交付要件が確定した事業については随時広報誌等で紹介します。
詳しくは担当課までお問い合わせください。

認可外保育施設利用者支援事業

福祉課 ☎ 22-3167

支援内容

熊本地震で被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、認可保育施設の保育料の全部または一部を支援します。

支援対象

対象経費

次の2つの要件をいずれも満たす世帯に係る認可外保育施設の保育料

- ①保育認定を受けている児童が属する世帯
- ②居住する家屋が半壊以上の世帯

対象期間

平成28年4月～平成30年3月までの24カ月

交付基準

- ①全壊世帯 保育料の全額
- ②大規模半壊・半壊世帯 保育料の半額



放課後児童クラブ利用者支援事業

福祉課 ☎ 22-3167

支援内容

熊本地震で被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの利用料の全部または一部を支援します。

支援対象

対象経費

居住する家屋が半壊以上の世帯に係る民営の放課後児童クラブの利用料

対象期間

平成28年4月～平成30年3月までの24カ月

交付基準

- ①全壊世帯 利用料の全額
- ②大規模半壊・半壊世帯 利用料の半額



熊本地震復興基金の詳細については、
熊本県のホームページをご覧ください。

検索サイトで

熊本県 復興基金

検索



土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業



総務課
建設課

☎ 22-3111
☎ 22-3187

支援内容

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の熊本地震による家屋被災者に対し、安全な区域への移転費支援と現地再建時の住宅補強費支援を行い、被災者の早期住宅再建を図ります。

支援対象

対象経費

住宅移転費支援事業（自己住宅をレッドゾーン・イエローゾーン外へ移転する際の費用の一部。）

- ①住宅除去費（危険住宅の除去、動産の移転経費など）
- ②移転経費（建築確認等手続き費用、賃貸住宅の賃貸費（1年間）など）
- ③住宅建設・購入費等（住宅建設・購入費、土地購入費、空き家等の改修費）

※熊本地震による被災者再建支援制度の受給対象者も当該事業の対象となります。

住宅補強費支援事業（レッドゾーン内での住宅再建時に必要な補強費用の一部。）

- ①工事費用：建築基準法に規定された住宅補強工事に要する費用
- ②設計費用：住宅補強工事のための設計に要する費用

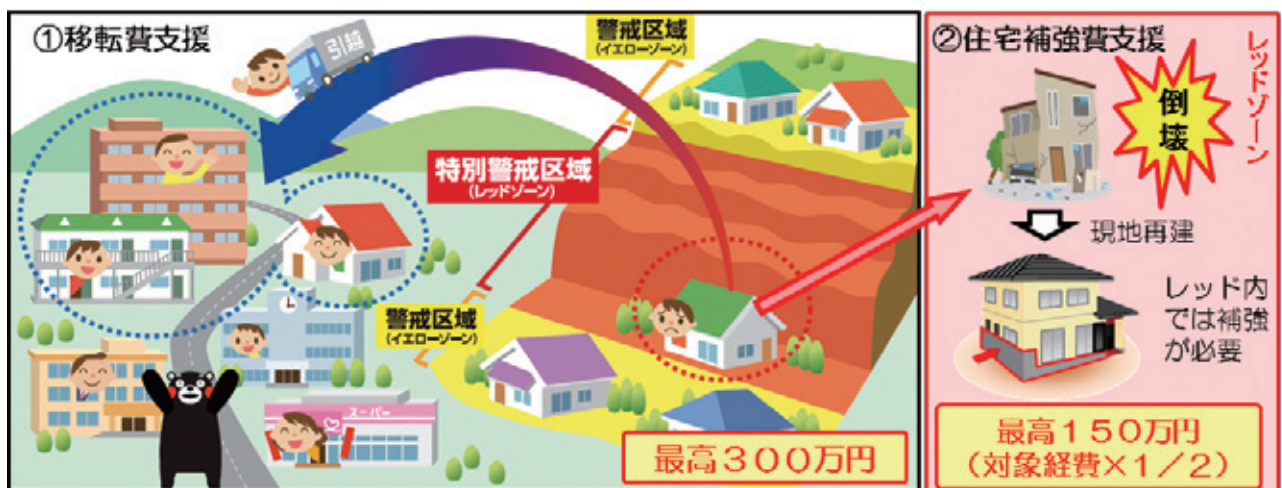
交付基準

住宅移転費支援事業

- ①補助上限額：300万円
- ②移転先の要件：レッドゾーン・イエローゾーン以外

住宅補強費支援事業

- ①補助上限額：150万円 ※対象経費に1/2を乗じた額。（対象経費300万円まで）
- ②対象者の要件：レッドゾーンからの移転が困難な被災者



平成29年7月九州北部豪雨災害義援金箱設置のお知らせ

九州北部での豪雨災害により、甚大な被害を受けられた皆さまに対して、心よりお見舞い申し上げます。阿蘇市では、被災された方々の一日も早い復旧を願い、下記のとおり義援金箱を設置し、皆さまからの義援金を受け付けます。皆さまの温かいご支援、ご協力をお願いします。

- 設置場所 阿蘇市役所本庁、内牧支所、波野支所
- 設置期間 当面の間
- お問い合わせ 総務課 ☎22-3111

阿蘇市社会福祉協議会でも義援金を受け付けています

- 受付場所 本所（内牧）、一の宮支所、波野支所
- 設置期間 8月31日休まで
- 募集团体 阿蘇市共同募金委員会、日本赤十字社
- お問い合わせ ☎32-1127

農家の自力復旧支援事業

農政課 ☎ 22-3274

支援内容

農業の維持を図るため、営農の基盤である被災した農地を農家自ら復旧するための経費の一部を支援します。

支援対象

対象経費

被災した農地のうち国庫補助事業の対象とならないものについて、農家が自ら行う復旧作業や、復旧作業と一体的に行う農地の表土整地及び耕耘等に要する経費
作業機械借上料・機械オペレーター賃金・材料費・その他必要と認められる経費（運搬費・燃料費等）

交付基準

- ①補助率：1/2以内
- ②上限額：20万円/箇所

地域コミュニティ施設等再建支援事業

教育課 ☎ 22-3229

支援内容

被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する費用を支援します。

支援対象

支援対象

次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設等 ※神社、お堂、祠など

- ①阿蘇市内に存在している施設等であること
- ②専ら地域・集落の住民が利用する施設等であること
- ③専ら地域・集落の住民が交代で維持・管理している施設等であること
- ④当該地域・集落の住民が参加するまつり行事などのコミュニティ活動に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること

対象経費

- ①建替：本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧、改良工事、設計委託に要する経費
※土地購入費及び事務所費を除く。
- ②修繕：建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費
※敷地の地盤復旧・改良工事を含み、土地購入費及び事務所費を除く。

対象者

上記施設を管理する集落または自治会

交付基準

補助率：支援対象経費の1/2以内
補助上限：1件あたり1,000万円
※復旧済み施設であっても、遡及して交付の対象とする
※その他の補助金がある場合は、補助対象から控除する



自治公民館再建支援事業

教育課 22-3229

支援内容

被災した自治公民館を所有する認可地縁団体、集落または自治会等に対して、建て替え及び修繕に要する経費を支援します。

支援対象

支援対象

次の要件をすべて満たすもので、生涯教育活動の振興のために復旧が必要と当該地域（集落）が属している市町村長が認める施設等

- ①阿蘇市内に存在している施設等であること
- ②専ら地域・集落の住民が利用する施設等であること
- ③社会教育法に規定する公民館に類似する施設として、集落または自治会で設置し、自主的に管理・運営している施設等であること
- ④社会教育法に規定する公民館の事業に概ね準じた活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること

対象経費

- ①建替：本体工事、付帯設備、外構工事、地盤復旧工事、設計監理委託及び建替に必要な解体に要する経費
- ②修繕：建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費
※土地購入費、備品購入費は対象外とする。

交付基準

認可地縁団体が所有するもの

支援経費に3/4を乗じた額

認可地縁団体以外が所有するもの

補助率：支援対象経費の1/2以内（内訳：県 1/4、市 1/4）

※建替、修繕とも原形復旧を原則とする



弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

- ①速やかな避難行動
- ②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai



Jアラート（例）直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

できる限り頑丈な建物や
地下に避難する。

地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物がない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。



近くに
ミサイル
落下！

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。